

**事業主のみなさまへ
労働保険年度更新手続きの
お知らせ**

お知らせ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きの期間は、4月1日から5月21日までとなっております。この期間中に、平成18年度の確定保険料と平成19年度の概算保険料の申告・納付を行ってください。

また、平成19年4月1日から、石綿健康被害救済のための『一般拠出金』の申告・納付が始まります。労災保険適用事業場の事業主の方は、労働保険料と併せて申告・納付していただくこととなります。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局 労働保険徴収室
TEL 099-223-8276

トラブル回避の5箇条

1、甘い誘いには注意

悪徳商法の手口は、近年ますます複雑・巧妙化していて、その被害も大きなものになっていきます。日ごろから他人事と思わないで関連情報に注意しておきましょう。

2、契約の内容はよく確認する

あなただけに持ち込まれるうまい話など、そうそうあるものではないかもしれません。契約する前に内容をよく確認する習慣をつけましょう。また、契約を急がせる勧誘は疑いましょう。

3、契約の断りは明言する

口頭の返事によっても、法的には契約が成立することがあります。あいまいな返事は禁物。契約するのを断るのであれば、きっぱり契約しないことを明言しましょう。

4、契約は慎重に再考する

相手の説明やその場の雰囲気により、すぐに契約を決めてはいけません。家に帰って冷静に考えたり、人の意見を聞いたりして再考してみてください。

5、不審に思ったら相談

契約してしまった後に契約内容に不審を覚えたら、また、トラブルが起きてしまったら、自分1人で抱え込まないで、最寄りの消費者相談窓口等へ、すぐに相談しましょう。

【問い合わせ先】

大崎町役場総務課

商工観光係

TEL 476-1111

(内線222)

ねえみんな、 この金額に目を留めて！

鹿児島県最低賃金が 時間額 611 円に！

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
鹿児島県最低賃金	611 円	平成 18 年 10 月 1 日

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
電気機械・情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	668 円	平成 19 年 1 月 14 日
百貨店、総合スーパー	652 円	平成 18 年 12 月 29 日
自動車（新車）小売業	672 円	平成 18 年 12 月 31 日

地域別最低賃金は、県内すべての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、『18歳未満65歳以上の方』『雇入れ後6月未満で技能習得中の方』『清掃または片付けの業務に主として従事する方』など一定の場合は産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

■最低賃金に関する問い合わせ先

鹿児島労働局 TEL 099-223-8278
鹿屋労働基準監督署 TEL 0994-43-3385